

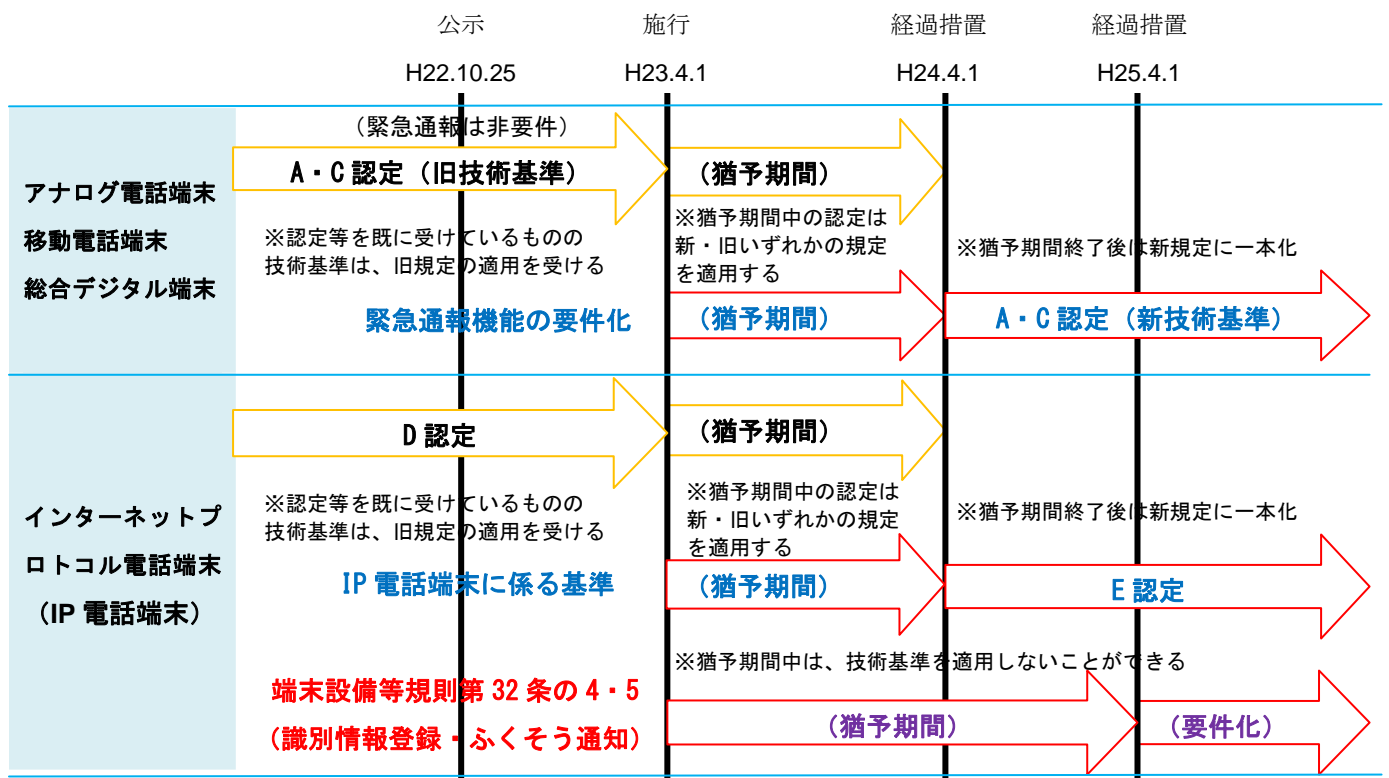
平成 24 年 4 月 1 日より

電気通信端末機器における

緊急通報機能が要件化されました。

平成 22 年 10 月 25 日付の官報にて、端末設備等規則の一部を改正する省令（総務省令第 91 号）が公示され、技術基準に緊急通報機能が追加されました。平成 24 年 3 月 31 日までは、猶予期間として旧規則（緊急通報なし）での認定が認められておりましたが、平成 24 年 4 月 1 日より以下の電気通信端末機器は、緊急通報機能が必須となります。

- ・アナログ電話端末であって通話の用に供するもの
- ・移動電話端末であって通話の用に供するもの
- ・総合デジタル通信端末であって通話の用に供するもの
- ・インターネットプロトコル電話端末であって通話の用に供するもの



Q&A

Q1

旧規則にて認定を取得した電気通信端末機器について、要件化後も旧規則での認定番号で表示及び販売をしても問題無いでしょうか？

A1

旧規則にて取得した認定番号は、引き続き有効となります。

Q2

旧規則にて認定を取得した電気通信端末機器について、再認定を行う必要がありますか？

A2

旧規則にて認定を取得している電気通信端末機器については、認定を取り直す必要はございません。ただし、電気通信端末機器に何らかの変更が生じた場合は変更申請が必要となり、その際には緊急通報試験を行う必要がございます。

Q3

既に市場で流通している端末機器の機能を確認するため、緊急通報の試験のみを依頼する事は可能ですか？

A3

緊急通報試験のみのご依頼についても、ご対応させていただきます。

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: dspr_sales@dspr.co.jp